

金沢市内の相談支援事業所一覧

令和2年10月1日現在

指定特定相談支援事業所名	住所	連絡先		地域移行 地域定着 (一般相談) 実施可
		電話	FAX	
相談支援事業所 あるふぁ	増泉1-20-17	280-9147	280-9148	○
相談支援事業所 ピアサポートいしびき	石引1-1-3 せり石引105	231-3371	216-7430	○
オープンセサミ城南	城南1-8-20	232-0100	262-2291	○
相談支援事業所 アカシヤの里	粟崎町5-3-1	237-0294	237-0295	○
相談支援事業所 アヤカ	二口町ハ30番2	213-5177	213-5178	○
いえる相談支援事業所	長田2-14-4	255-1009	255-1149	○
相談支援事業所 おかべ	長坂町チ15番地	243-1222	243-1345	○
相談支援事業所 かないわ	普正寺町9-6	267-0601	267-0962	○
コープいしかわ相談支援事業所	戸板2丁目73番地	222-6150	222-6152	○
サポートステーションwakuwaku	長土堀2-2-20	262-9739	262-9739	○
サン	尾張町1丁目11番2号ファミル武蔵902号	216-5282	261-9242	○
サンビレッジ	間明町1-231	292-2963	292-2964	○
新世紀ケアサービス	粟崎町2-414	237-2311	237-3842	○
すずらん相談支援	二口町イ109	222-2275	222-1171	○
相談支援事業所 聖ヨゼフ苑	打木町東155番地	240-6221	240-2001	○
相談支援センター ひなげし	若草町12-7	243-0326	243-0327	○
ヘルパーステーション愛	古府町南386-2	249-0005	249-0110	○
相談支援・PorePore	三小牛町イ3-2	287-3414	287-0886	○
相談支援センター 夢工房	みどり3-130	205-5556	269-1707	○
ライフステージ	みずき3-235	258-5681	258-5681	○
地域福祉ネット りーがる	鞍月3-32	256-1334	236-2116	○
相談支援センター 若草福祉作業所	十一屋町4-34	244-7731	244-7754	○
石川療育センター	上中町イ67-2	229-3033	229-3043	○
相談支援事業所 医王病院あすなろ	岩出町二73番地1	258-1180	258-6719	○
ヴィストサポート金沢駅前	広岡1丁目2-14 コーワビル4階	254-6259	253-6253	○
相談支援事業所 エンデバー	観音堂町口63番3号	090-9768-8540	208-4146	○
S-veranda	若松町セ104-1	256-1011	256-1020	○
相談支援事業所 おり〜ぶ金沢	玉鉾2丁目507番地	292-0502	292-0504	○
金沢健康福祉財団 相談支援事業所	大手町3番23号	222-0032	221-0076	○
金沢市視覚障害者地域生活支援センター	芳斉1-15-26	222-8782	222-1831	○
金沢ゆとり学園 ことり教室	泉野出町3丁目14番26-1号	256-3428	256-3428	○
相談支援事業所「きずな」	鈴見台5丁目7番13号	261-7870	261-7870	○
ギフト相談支援事業所	粟崎町1丁目34番地	080-3741-0484	050-3488-4105	○
相談支援センター 希望が丘	小坂町北184-1	256-0226	256-0346	○
相談支援キャッツアイ	専光町レ4番地5 ヲガ 仏皿101号室	236-2470	236-2471	○
相談支援事業所 グローブル	千木町イ2-1	255-6547	254-5395	○
ケアサポート金沢 相談支援事業所	長町2-7-22	221-4455	222-6515	○
相談支援事業 こなん	忠縄町380	258-6001	258-6522	○
すまいるプランニング	額谷3丁目49番地	225-5667	296-2014	○
ソーシャルネットかがやき	東力1-153	292-2044	292-2045	○
とらいあんぐる	吉原町口6-2	255-6166	255-6233	○
相談支援事業 トラスト	福増町南16	214-3700	214-3702	○
障害福祉サービス事業所 鳴和の里	高柳町十字106-1	252-7344	256-0566	○
相談支援事業 ハーモニー	平和町1丁目2番28号	242-5525	242-5526	○
ピースマイルいおうが丘	田上本町ヨ24-5	262-6565	232-2380	○
やすらぎ相談支援センター	田上本町カ45-1	231-5477	231-6806	○
相談支援事業所 やちぐさ	南御所町309番地	225-7313	225-7314	○
相談支援事業所 結	彦三町2丁目1番10号 真和ビル2階	080-3744-1233	221-1233	○
障害者相談支援センター わかば	別所町ク10	247-6787	247-6768	○
相談支援事業所 つばさ	高尾台1丁目303 OneFACE102号	296-1230	296-1233	○
相談支援事業所 凧のいえ	窪6丁目257番地1	205-4100	205-4100	○

* [指定特定相談支援事業所] ⇒ 地域移行支援を利用するためにも必要なサービス等利用計画を作成します

* [指定一般相談支援事業所] ⇒ 地域移行支援、地域定着支援を実施している事業所です（○印） ※他、4休止事業所あり

発行元:金沢市障害者基幹相談支援センター



あなたの人生は、あなた自身が選び、あなた自身が決めることができます。
不安なこと、心配なこと、悩んでいることなどあるかと思いますが、
一緒に、退所・退院に向けた一歩を踏み出してみませんか。

障害福祉サービス「地域移行支援」が あなたの「退所・退院したい、地域で暮らしたい」を応援します

※このパンフレットにおける「地域移行支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定する「地域移行支援」をいいます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条(略)
20 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第六項において同じ。)に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

「地域移行支援」とは、施設・病院等から地域生活へ戻ることをお手伝いする障害福祉サービスです。

施設に入所している方や、精神科病院に入院している方が、不安なく地域での生活を送ることができるよう、入所・入院中から「相談支援専門員」が施設や病院等と協力して、さまざまな支援を行います。

住まいの確保や、お金のこと、食事や家事、日中の過ごし方についてなど、あなたと一緒に考え、支援していきます。地域生活にむけて、必要なさまざまな手続きについてもお手伝いします。利用者負担はありません。(ただし外出時の交通費、食事代などは自己負担になります)

「地域移行支援」を利用してみたい方は、施設・病院のスタッフにご相談いただき、一般相談支援事業所または金沢市障害者基幹相談支援センターへご連絡ください。







どこへ連絡したらいいかわからない場合は、お気軽に金沢市障害者基幹相談支援センターへご相談ください。

金沢市障害者基幹相談支援センター

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所 障害福祉課内

TEL:076-254-5656 FAX:076-254-5858 E-mail:kikan-kanazawa@arrow.ocn.ne.jp

退院・退所までの流れとそれぞれの役割～地域移行支援～

	本人	施設・病院等のスタッフ	指定一般相談支援事業所 相談支援専門員	指定特定相談支援事業所 相談支援専門員
<p>まずは相談！</p> <p>相談をキャッチするのは誰でもOKです。「地域移行支援」が利用できるかはともかく、まずは気軽に相談を!!</p>	<p>①まずは施設や病院等のスタッフに退所・退院についてご相談ください。</p>  <p>②「地域移行支援」の説明を聞き、利用したいと思ったらそのことを教えてください。</p>	<p>①相談を受けたら、指定一般相談支援事業所や基幹相談支援センターへ「地域移行支援」の利用について相談していきます。</p> 	 <p>①相談支援専門員が施設・病院等へ訪問、相談。「地域移行支援」について説明します。</p>	
<p>地域移行支援の申請・計画相談のスタート</p> <p>退所・退院に向け「地域移行支援」のサービスを利用することが決まったら、契約や申請手続きを行います。</p>	<p>①市役所への申請手続きをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「地域移行支援」の利用を申請。 ●「計画相談」の利用を申請。 ●障害支援区分認定調査を受けます。 <p>②「指定特定相談支援事業所」と契約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員と一緒に、地域移行支援を利用するための「サービス等利用計画（案）」を作成します。 	<p>①必要に応じ、福祉サービス利用申請のサポートをし、障害支援区分認定調査へも協力していきます。</p> <p>②退所・退院にむけ、施設内や病院での調整を行い、今後の取り組みについて共有します。</p> 	<p>①「地域移行支援」申請のサポートをします。</p> <p>②「地域移行支援」を利用するためのサービス等利用計画を作成する「計画相談」の利用契約を行います。</p> <p>③本人と面接し「サービス等利用計画（案）」を作成。市に提出します。</p>	
<p>地域移行支援のスタート</p> <p>「地域移行支援計画」を作成したり、具体的な支援がスタートします。</p>	<p>①「指定一般相談支援事業所」と契約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●退院後の希望や不安を伝え、生活のイメージづくりをしていきます。 ●相談支援専門員と一緒に、退所・退院に向けた「地域移行支援計画（案）」を作成していきます。 	<p>①本人、相談支援専門員と相談しながら「地域移行支援計画（案）」の作成をサポートしていきます。</p>	<p>①「地域移行支援」を利用するための契約を結びます。</p> <p>②本人と面接し「地域移行支援計画（案）」を作成します。</p> 	
<p>支給決定・サービス担当者会議</p> <p>サービスが利用できることが決定したら、さあ「サービス担当者会議」が始まります。</p>	<p>①市役所から郵送される「受給者証」を受け取ります。</p>	<p>サービス担当者会議</p>		
<p>退院・退所の準備期間</p> <p>退所・退院にむけ、施設や病院等のスタッフと一緒に、また地域の支援者と一緒に、具体的な準備に取り組みます。</p>	<p>②サービス担当者会議で相談したことをふまえて、相談支援専門員と一緒に「サービス等利用計画」・「地域移行支援計画」を完成させます。</p>	<p>①サービス担当者会議での検討内容をもとに、治療計画、看護計画、リハビリ実施計画書などを必要に応じて変更していきます。</p>	<p>②「地域移行支援計画」を完成させ、いよいよ退所・退院に向けた具体的な支援をスタートします。</p>	<p>②「サービス等利用計画」を完成させ、「地域移行支援」がスムーズに提供されるかをモニタリングしていきます。</p>
<p>地域生活のスタート</p> <p>いよいよ退所・退院です!!</p>	<p>①相談支援専門員と一緒に、住むところを探したり、退所・退院した後に通う場所や働く場所を見学したり、施設・病院等のスタッフと一緒に、退所・退院後の生活にむけた練習をしたりしていきます。</p> <p>②暮らす場所や通う場所が決まったら、お試しで利用してみて、サービスを申請していきます。</p> 	<p>①退所・退院にむけ、お薬の自己管理を始めたり、外出や買物の練習をしたり、クライシスプランの検討を行ったりしていきます。</p> 	<p>①退所・退院に向け、本人と一緒に暮らす場所を探したり、日中活動の場を見学したり、外出や買物の練習をしたり、準備をしていきます。</p> <p>②体験利用の調整を行うなど、具体的な支援を続けます。</p>	<p>①退所・退院後に利用するサービスが決まったら、必要に応じて「障害福祉サービス」の申請をサポートし、退院後の生活をサポートするための「サービス等利用計画（案）」を作成します。</p>
<p>①退所・退院する</p> <p>②困ったことがあったら、相談していく。</p>	<p>サービス担当者会議</p>			<p>①「サービス等利用計画」を作成し、退所・退院後もサポートを続けます。</p>
<p>①退所・退院後も、通院や訪問看護などさまざまな形でサポートします。</p>	<p>①「地域移行支援」は終了。必要に応じて「地域定着支援」を継続します。</p>	<p>①「サービス等利用計画」を作成し、退所・退院後もサポートを続けます。</p>		